

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会 行動計画

職員の仕事と家庭の両立を支援することで、すべての職員が働きやすい環境の中で、持てる能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日までの3年間
2. 内容

目標：令和6年3月末までに、年次有給休暇の年間取得日数を、一人あたり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況について現状を把握
- 令和4年4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和5年4月～ 取得状況を取りまとめ、取得促進のための取組みの開始